

和光市精神障害者小規模作業所指定管理者年度協定書

和光市（以下「甲」という。）と地方自治法第244条の2に定める指定管理者（以下「指定管理者」という。）である特定非営利活動法人耀の会（以下「乙」という。）とは、平成21年10月1日に、和光市精神障害者小規模作業所（以下「本施設」という。）の管理運営に関して締結した和光市精神障害者小規模作業所の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、和光市精神障害者小規模作業所の管理運営に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（本協定の期間）

第2条 本協定期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

（業務内容）

第3条 甲及び乙は、平成23年度の本業務の内容は、基本協定第7条に定めるとおりであることを確認する。

（指定管理料）

第4条 甲は、本業務の実施の対価として、金17,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。

2 乙は、甲に対し、管理費用を毎月書面をもって請求するものとする。

3 甲は、前項による管理費用の請求が適正と認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に、乙に対し管理費用を支払うものとする。

4 指定管理料のうち、金10万円については基本協定第14条第3項に定める乙の見積りによる1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の管理物件の修繕に使用し、年度終了後余剰金が発生した場合は、甲乙確認後、乙は甲に返還するものとする。

（備品の管理）

第5条 乙は備品台帳を整備し、適正な管理に努めるものとする。

（モニタリングの実施）

第6条 乙は、本施設を適正に管理運営するため、自己評価及び利用者アンケートを実施するものとする。

2 甲は、乙の本業務及び経理の状況等についてモニタリングを実施する。モニタリングは、基本協定第20条の規定による月報、前項の規定による自己評価及びアンケート結果並びに実地調査により行うものとする。

3 乙は、前項の实地調査の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(合意事項)

第7条 甲と乙が、詳細について協議し合意した事項については、別紙のとおりとする。

(疑義等の決定)

第8条 年度協定に定めのない事項については、基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

年 月 日

甲 埼玉県和光市広沢1番5号
和光市

和光市長 松本 武洋 印

乙 埼玉県和光市新倉2丁目27番25-701号
特定非営利活動法人耀の会

代表理事 関 正視 印